

津市告示第245号

下記の者の書類は住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和8年9月3日

津市長 前 葉 泰 幸



記

送達を受けるべき者	送達を受けるべき書類
RIGAT FIDENC IO JR LILAN	国税徴収法第54条（昭和34年法律第147号）の規定に基づき作成された書類（令和8年8月25日付け津市保第1741号）及び同法第131条（昭和34年法律第147号）の規定に基づき作成された書類（令和8年9月1日付け津市保第1862号）

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。